

特許法と反トラスト法の相克

——ランバステ許争訟を契機として——

藤 野 仁 三*

抄 録 ランバス社の RDRAM (ランバス・ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー) をめぐり特許裁判が米最高裁に上告された。また、米連邦取引委員会 (FTC) もランバス社の行為が反競争的であったとして告訴し、現在その審理が進行している。裁判や審判での焦点は、関連する特許出願の存在を標準設定機関に通知しなかった行為が「フロード」(詐欺)として違法性をもつか、そのような行為がランバス社の市場独占をもたらしたか、の判定である。一ベンチャー企業にすぎないランバス社の特許をめぐり、司法機関である裁判所と行政機関である FTC が並行してその違法性を審理していることは、この問題が特許法上のみならず競争法上も重視されていることを示唆している。

特許と技術標準の交錯問題は、特許権者の利益保護を目的とする特許法と自由な競争を確保することにより公益の保護をめざす反トラスト法との相克の問題でもある。本稿は、控訴裁判所の判決と FTC の提訴状の内容を検討することにより、技術標準に関与した特許権者が、みずからの権利を行使する際にどのような拘束を受ける可能性があるかを検討するものである。

目 次

1. はじめに
 1. 1 コンピュータ・メモリー
 1. 2 DRAM 産業
 1. 3 標準化団体 (JEDEC)
2. ランバス社の戦略
 2. 1 特許戦略
 2. 2 デジュール戦略
 2. 3 デファクト戦略
3. 特許侵害訴訟
 3. 1 対インフィニオン社訴訟
 3. 2 控訴裁判決
 3. 3 反対意見
 3. 4 裁量上訴 (Certiorari)
4. 連邦取引委員会の告訴
 4. 1 告訴理由と違反行為
 4. 2 告訴の背景—JEDEC 在籍時
 4. 3 告訴の背景—JEDEC 退会后
 4. 4 JEDEC 規格への傾斜と権利行使
5. 判決内容の検討
 5. 1 開示義務
 5. 2 詐欺の認定
6. まとめ

1. はじめに

1. 1 コンピュータ・メモリー

メモリーは、パソコンの主要構成部品の一つである。中央演算処理装置 (CPU) が必要とするデジタル情報を必要に応じて取り出せるように保存する機能をもつ。このようなメモリーは「半導体チップ」という形で生産される。

メモリーには、データの書き込みと読み出しの二つの機能をもつタイプがある。ランダム・アクセス・メモリー (RAM) と呼ばれるもので、データ保持の方式により、ダイナミック RAM (DRAM) とスタティック RAM (SRAM) の2種類がある。DRAM は SRAM より構造が簡単のため集積度が高くなるが、データ保持のために一定時間ごとにデータの再書き込み (リフレッシュ) 動作を必要とする。それに対して

* 日本技術貿易株式会社 IP 総研 企画部長
Jinzo FUJINO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

SRAMは、リフレッシュ動作を必要とせずアクセス速度が速いという利点をもつ。一般にDRAMの値段はSRAMよりも安い。

1.2 DRAM産業

このような特徴をもつDRAMは汎用性が高く、その用途も広い。コンピュータのみならず、ファックスやビデオゲームなどの電子製品にとっても基幹部品となっている。2000年のDRAMの総売上は、米国で120億ドルを超え、全世界では280億ドルを超えた。

これまで、DRAMチップのデザインとしてさまざまなアーキテクチャーが提案されてきた。新しいデザインは既存のデザインを駆逐してきた。そのようなDRAMデザイン革新の原動力は、コンピュータの機能アップそのものであった。コンピュータの基幹部品やサブシステムの性能が向上するにつれ、メモリーの高速化と機能性の向上が絶えずもとめられてきた。

80年代から90年代初頭にかけて、CPUや他のコンポーネントの機能改善が急速にすすんだ。ところがそのような進展にもかかわらず、DRAM技術の革新が思うように進まず、他の技術の進歩のスピードから取り残された時期があった。しかも、既存のDRAMアーキテクチャーには性能上の限界があって、それがコンピュータ産業の技術的発展を損なう結果となった。これが「メモリー・ボトルネック」と呼ばれた現象である。

このような閉塞状況の中で、「シンクロナスDRAM」(SDRAM)が誕生する。SDRAMの基本的な革新性は、CPUとメモリーの間の情報伝達がより高速でおこなわれることができる点であった。SDRAMの開発により、メモリー・ボトルネックの解決が約束された。

1.3 標準化団体 (JEDEC)

JEDECは、Joint Electron Device Engineer-

ing Councilの略称で、エレクトロニクス産業の諸団体を会員にもつ標準化団体である。現在は、電子産業連合 (Electronic Industries Alliance : EIA)傘下の「JEDEC Solid State Technology Association」として活動している。

JEDECは、標準化策定についての内部規則(マニュアル)を定めており、その中で活動目的やその機能をうたっている。JEDECの目的は、「固相製品のための用語、定義、製品特性、試験方法、製造支援機能および機械基準の開発・標準化を促進すること」とされている。米国で事業をいとなむ法人・個人であれば会員となれる。現在の会員数は約200である。

標準化団体はほとんど、技術標準に関連する特許の扱いについての規定(パテント・ポリシー)をもつ。JEDECでは、1993年に特許開示に関する規定がマニュアルに盛り込まれた。その内容は、①特許化された技術は特段の理由がないかぎり規格として採択しない、②関連特許の存在を委員会に届け出る、というもの。しかし、実際には93年以前から関連特許の開示は会員の間では慣行として認識されていた¹⁾。

2. ランバス社の戦略

2.1 特許戦略

米ランバス社は1990年に設立された。90年代前半には、ゲーム機やグラフィック・ワークステーション用の高速メモリーインタフェースの開発に注力していたが、今日では、チップ間・システム機器間の接続技術としてパソコン、ゲーム機、プリンタ、デジタルテレビ、セットトップボックス、プロジェクタ、ネットワークスイッチやルータなどの最先端システム機器用のインタフェースソリューションを提供する企業に成長している²⁾。

ランバス社の特許戦略の中心は、90年4月に出願されたダイナミック・アクセス・メモリ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(DRAM)に関する特許出願 USSN 07/510,898 (以下「原出願」とよぶ)である。原出願が複数の発明を含むとして米特許庁審査官から拒絶理由が出され、それを克服するためランバス社は原出願を細分化し、10件の分割出願にして出願をおこなった。海外においては、原出願を基礎として91年に PCT 出願がおこなわれた。

分割出願として枝分かれした DRAM 関連特許出願は、97年以降になって相次いで成立した³⁾。その中に、後日裁判で争われる米国特許 5,953,804 ; 5,953,263 ; 6,034,918 ; 6,032,214 の4件(以下「係争特許」という)が含まれていた。

2.2 デジタル戦略

1991年12月、ランバス社(以下、「ランバス」とよぶ)は JEDEC の会合にゲストとして招かれた。翌年2月には、JEDEC の会員として正式にメンバー登録した。

JEDEC にはいくつかの委員会があり、その中の一つが「JC-42.3 委員会」である。この委員会がランダム・アクセス・メモリ (RAM) の規格策定を担当した。ランバスはこの委員会のメンバーとなった。同委員会はシンクロナス DRAM (SDRAM) の規格を採択した。SDRAM 規格には、後に特許訴訟で問題となる四つの技術的な特徴がもりこまれ⁴⁾、93年に公式文書として発行された。その後、数次にわたり改訂版が発行された。

JEDEC には93年当時、規格化を検討している特定技術に関連する特許や特許出願についてはそれを開示するよう会員にもとめる規定が存在していた。ランバスは93年9月、その規定にしたがい、分割特許1件について開示し、他の会員がランバスの PCT 出願の存在を委員会に報告した。開示されたこれらの特許・出願の明細書の記載は、原出願である'898出願と同一であった。

ランバスは92年から95年にかけて JEDEC の「JC-42.3 委員会」に参加した。しかし、規格策定の議論には積極的には参加しなかった。95年12月に開かれた定例会合への参加を最後に、96年6月に正式に JEDEC を退会した。

その後、半導体業界では、SDRAM 規格を採用する流れが強まり、99年には市場がほぼ SDRAM で独占された⁵⁾。

2.3 デファクト戦略

ランバスは1992年、ランバス仕様 DRAM (RDRAM) を設計し、一躍業界の注目を浴びた。この RDRAM は、マイクロプロセッサと DRAM の間でデータを500M バイト/秒という高速で転送できる性能をもっていた。この速度は従来の汎用型 DRAM の10倍の転送スピードであった。

この仕様にもとづき東芝と NEC が高速データ転送の実現と量産化に挑戦した。曲折の末、95年には容量18M ビット品のサンプル出荷にこぎつけた。その結果、任天堂が次世代ゲーム機用に、シリコン・グラフィックス (SGI) がグラフィック・ワークステーション用に採用を決めた。

ソニーや SGI が RDRAM の採用を決めたことにより、RDRAM は業界のデファクト技術としての地歩を大きく固めることになった。99年には RDRAM 内臓の他社製パソコンやワークステーションが市場に出回るようになる。

ランバスは、JEDEC 脱会後、SDRAM の後継である「ダブル・データ・レート-SDRAM」(DDR-SDRAM) のデファクト作りに専念した。JEDEC も DDR-SDRAM をランバスの退会前から規格候補として検討していたこともあって、ランバスのデファクト作りは JEDEC による規格作りと並行する形ですすんでいた。

DDR-SDRAM は2000年、JEDEC の規格として正式に採択された。

3. 特許侵害訴訟

3. 1 対インフィニオン社訴訟

(1) 事件の概要と一審判決

ランバスは2000年、半導体メモリー装置のメーカーである独インフィニオン社(Infineon, 以下、「インフィニオン」と呼ぶ)とJEDECのメンバー会社1社を、係争特許4件のクレーム47項に侵害するとしてバージニア東部地区地裁に訴えた。

これに対してインフィニオンは、ランバスがSDRAM規格およびDDR-SDRAM規格に関連する特許や特許出願をJEDECに対して開示しなかったのは詐欺行為であり州法に違反するとして反訴した⁶⁾。

地裁は、侵害問題についてはそれが「裁判官の判断すべき法律問題」(JMOL)であると認定し、裁判官自らがインフィニオンによる「非」侵害を認定した。詐欺行為の問題については、それは事実問題であるとして陪審員が審理をおこなった。陪審は、ランバスがSDRAM規格とDDR-SDRAM規格の二つの規格作りに関与していながら関連特許を開示しなかったことは詐欺行為にあたるとする評決をくださった。

(2) ランバスの主張

ランバスは、SDRAM, DDR-SDRAMの両規格に関する詐欺行為の有無については、法律問題として裁判官が判断すべきである、もしそれが認められない場合、SDRAM規格に関連する詐欺問題については再審理(new trial)を行うべきだ、と主張した。地裁は、DDR-SDRAM規格についての陪審評決が裁判官の判断すべき問題であったとするランバスの主張については認めたものの、他のランバスの申立てはすべてしりぞけた。

DDR-SDRAMについては、JEDECでの規格

作りが公式にはじまる前にランバスが退会していたことに鑑みて、陪審の依拠した証拠が不十分であるとの理由から、陪審評決を無視して裁判官が判断すべきであると認定した。

その結果、地裁は、差止命令とインフィニオンの弁護士費用の負担をランバスに命じた。

この地裁判決を不服として、ランバスは連邦巡回控訴裁判所(CAFC)に控訴。一方、インフィニオンも、地裁がDDR-SDRAMに関する陪審評決を無視しそれを法律問題として判断したのは違法であるとして控訴した⁷⁾。

3. 2 控訴裁判決

控訴をうけたCAFCではレーダー、ブライソン、プロストの3名の裁判官がこの事件を担当した。CAFCは2003年1月29日、①地裁の非侵害判決を破棄し、係争特許の補正クレームにもとづく解釈をしないよう審理を差し戻す、②ランバスがSDRAM規格に関連して詐欺行為を犯したとの陪審評決を支持する実質的な証拠がすくない点に鑑みて、ランバスの申立(=SDRAM規格に対する詐欺評決についてそれは法律問題であり裁判官が判断すべきである)を却下したことは地裁のあやまりである、③DDR-SDRAM規格に対する詐欺の評決について、裁判官が判断すべき法律問題であると認定したことは確認する④特許法285条にもとづく弁護士費用の弁済命令を破棄し、バージニア州コモンローにもとづく費用負担命令を取り消す、との多数意見による判決をくださった(318 F.3d 1081; 65 USPQ2d 1705)⁸⁾。

(1) 非侵害判決の破棄

特許クレーム中の用語に関して、五つの用語の解釈が争われた⁹⁾。その一つである「integrated circuit device」の解釈について、地裁は、審査経過禁反言を適用してその範囲をせまく解釈した。しかし、CAFCは、地裁の解釈があや

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

まりであると認定した。係争特許の一つ('804特許)の審査経過書類中の説明文を過大に評価し、その上で審査経過禁反言を適用したからである。CAFCによれば、本件の場合、審査経過書類中の問題の説明文は正確さに欠け、実体的な意味をもつものではない。クレームの文言は、審査経過書類の「不正確な」文言によって支配されるものではなく、クレーム自体がその境界範囲を規律するのである。その他の用語の解釈についても地裁はその意味を狭く解釈しており、その判断には誤りがある、とした。

このような認定の上にたち、CAFCは非侵害の法律判断を破棄し、侵害有無の問題を再度検討するよう地裁に差し戻した。

(2) SDRAM 規格の詐欺評決

一番において陪審は、SDRAM 規格に関連してランバスに「詐欺行為あり」と評決した。DDR-SDRAM 規格については、法律問題として裁判官が「詐欺行為なし」を認定した。ランバスは前者の問題も裁判官が判断すべき問題であると主張したが、地裁はその主張をしりぞけた。ランバスはこの判断が誤りであったと主張して控訴し、インフィニオンは DDR-SDRAM 規格の詐欺評決を法律問題としたのはあやまりであると主張して控訴した。

この争点については、CAFCの担当裁判官の判断は2対1と割れた。しかし、多数意見は以下のように判示した。

1) JEDECの「パテント・ポリシー」は「特許を使用しなければならない規格についてはそれを採用しない」「特許をふくむ規格を採用しない(委員会が特許の存在を知っており、合理的条件で特許ライセンスが受けられる場合は除く)」と規定するものの、会員に直接的な開示義務を課す文言はない。マニュアルの規定では、むしろ委員会の議長に対してこの点について会員の注意を喚起する義務を負わせているにすぎ

ない。会員が情報開示に法的に同意したことを示す証拠はない。

2) ランバスは係争特許の一つである米国特許5,243,703(以下、「'703特許」とよぶ)を開示した。インフィニオンは、この'703特許がRDRAMに関連するものであってSDRAMには何ら関連しない、むしろ当時出願中の他の分割出願のクレームが関連するもので、それらが開示されないかぎり開示義務が果たされたことにはならないと主張した。

これに対してCAFCは、'703特許の明細書の記載は、他の分割出願明細書の記載と同一のテキストを共有するもので、クレームの文言を除けば、明細書の記載に関するかぎり'703特許の開示をもって開示義務は果たされた。問題は、出願中のクレームについての開示義務であるが、それは現実にそのクレームのライセンスが必要となった時点で発生する。本件では、EIA/JEDECのパテント・ポリシーにあいまいさがあり、誰が、何を、何時、何処で、誰に開示すべきか明確に定義されていない。そのような規定においては「詐欺」の評決を支持するほどの確固たる根拠となりえない、と判示した。

(3) DDR-SDRAM 規格

DDR-SDRAM 規格について、陪審はランバスに詐欺ありと評決した。しかし、地裁の裁判官は、この問題は証拠が薄弱であるため法律問題として裁判官が扱うべきであるとして陪審の評決を無視した。理由は、DDR-SDRAM 規格の正式な検討が開始される前にランバスがJEDECを退会していた、であった。

インフィニオンは、2000年に採択されたDDR-SDRAM 規格にはランバスが退会する前に検討していた技術が含まれており、ランバスは当時、開示義務を負っていた、と主張した。しかし、CAFCはこの主張に同意せず、SDRAMの場合と同様、①パテント・ポリシーの規定は法

的な拘束力をもつ開示義務を課すものではない、②インニフィニオンの提出した証拠は DDR-SDRAM に関する公式の検討が始まるまえにランバスが開示義務を負っていたことを立証していない、③したがって地裁がこの争点を法律問題として扱ったことになんら法的な誤りはない、と判示した。

(4) 弁護士費用

米特許法285条は、例外的な事件における勝訴当事者への弁護士費用支払いを定めている。地裁は、ランバスのクレーム解釈、詐欺行為、不当訴訟（乱訴）などを理由に本件が「例外的」にあたると判決した。しかし、CAFCはこの解釈をしりぞけた。

クレーム解釈の争点は地裁に差し戻された。しかも SDRAM 規格関連の詐欺評決もくつがえされた。残る争点は乱訴であるが、この理由だけをもって本件に285条を適用するには不十分であるという理由から、CAFCはこの争点についての地裁の判決を破棄した¹⁰⁾。

3.3 反対意見

プロスト裁判官は、「陪審による詐欺評決」の争点（上記3.2(2)）に関する多数意見について、詳細な反対意見を提出した。反対意見は8頁余におよびこの争点についての多数意見（6頁余）を超える分量となっている。

プロスト裁判官は、地裁が詐欺評決の適否を判断する際、実質的な証拠が不十分であることを理由にその問題を法律問題としたことは間違いであったと指摘する。この問題についての証拠は十分であり、事実問題として陪審の判断にゆだねるべきであったと指摘した。プロスト裁判官の反対意見は、次章で検討する FTC の提訴状での告訴理由と共通する事項や認識が多い。その中から「開示義務」「詐欺の認定」の2点を取りあげ、以下に要約する。

(1) 開示義務

JEDEC のマニュアルは JEDEC の会員に開示義務を課すものではないという解釈は誤りである。多数意見は「(規格に) 関係するであろう (might be involved in)」というマニュアルの規定を「単に規格に関連するクレームの開示を求めるもの」程度に解釈した。しかし、その規定はそれ以上に広い射程をもつ。さらに多数意見は、開示義務が適用されるのは JEDEC が採択した最終的な規格であるとする。しかし、マニュアルの規定は「現在作業中の規格 (案)」にも適用されるもので、多数意見の解釈よりもその対象は広い。標準化機関において、規格案を検討する過程でさまざまな提案が比較、検討、拒絶、修正されるというきわめて流動的な状況にある点を多数意見が考慮していない。

ランバスは、SDRAM 規格を包含する特許クレームだけではなく、もっと広い範囲の開示義務があることを理解していた。ランバスが開示したのは'703特許だけであるが、ランバスはこの特許が「SDRAM の規格作業に関連するものではない」と認めた。このような直接関連性をもたない特許を開示したことが、ランバスが広い開示義務範囲を認識していたことの何よりの証拠である。

多数意見は、'703特許を開示したことでランバスは開示義務を満たしたと判断した。しかし、それは間違いである。つまり、ランバスは SDRAM 規格に無関係な特許を開示したのであるから、なんら開示義務を果たしていない。むしろ、JEDEC の会員にランバスはそのような無関係な特許しか持っていないという誤った印象を意識的に誘導した効果をもつものであり、そのことを示す証拠も提出されている。

(2) 詐欺の認定

ランバスは、原出願である'898出願とその分割出願や関連出願により、SDRAM 規格の使用

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

者に対して自社の特許権を主張できると考え、それを実現するための事業戦略を立てている。92年6月12日の事業計画の中で、SDRAM技術の特許で囲い込み、規格を使用しようとするればランバステ許のライセンスが不可避になるようにする意図が明確に示されている。

特許の囲い込みは予定どおりすすまなかった。その最大の理由は、原出願が分割を余儀なくされ、しかも分割特許の取得が予定より大幅に遅れたためである。しかし、ランバスはそれを奇貨として、予定していた特許の発表およびライセンス・キャンペーンの実施をとりやめ、JEDECのSDRAM規格化の推移を見守る戦略をとった。JEDECの委員会には継続的に参加し、そこでの規格化のための議論の詳細を電子メールでリアルタイムにランバス本社に報告していた。それを受けて、実際に出願中のクレームが補正された。JEDECの委員会でランバスの代表は一切その事実を語っておらず沈黙を守った。

これらの事実を踏まえれば、一審の陪審がこの問題を事実問題として判断したことはなんら誤りとは言えない。

(3) 実質的証拠

陪審は、このような事実を検討し、ランバスの行為がバージニア州法に照らして「詐欺」にあたると判断した。同州の判例により、当事者が開示義務の対象となる重要事項を知っていながらそれを開示しなかった場合、「詐欺」の容疑を提起できる。

本件においては、ランバスの開示義務違反の根拠とすべき十分な証拠がある。陪審の評決は認められるべきであり、法律問題としての再審理をもとめるランバスの申立を退けた地裁の判断は、支持されるべきである。

3. 4 裁量上訴 (Certiorari)

本件は上告請求され、最高裁は、複数の標準化機関に対して、会員に対する関連特許の開示義務について意見書を提出するよう求めたと報道されている¹¹⁾。

米国の裁判制度の中で、このような意見書は、社会的に重要な問題について、裁判所が利害関係をもつ個人・機関・組織に対して意見書の提出を求めたり、あるいは裁判所の許可を得て自発的に意見書を提出したりできる。このような意見書は *amicus curiae brief* (法廷意見書) と呼ばれている。報道されたところによれば、標準化機関側は、今回のCAFCの判決を「後退」ととらえ、高いレベルでの開示義務の位置づけを望む意見書を提出した模様だ。

しかし、最高裁は2003年10月6日、最終的に上告請求を受理しないことを決定した。これにより本件は、クレームの解釈について地裁が改めて審理することになる。

4. 連邦取引委員会の告訴

4. 1 告訴理由と違反行為

米連邦取引委員会 (FTC) は2002年6月19日、反トラスト法違反の容疑でランバスを告訴した。具体的な違法行為として、ランバスが、①意図的に反競争的・排他的な行為に従事することにより、SDRAM技術市場とその関連市場において独占力を確立した、②独占する意図をもってSDRAM技術市場とその関連市場において意図的に反競争的・排他的な行為に従事することにより、それぞれの市場において独占の蓋然性が生まれた、③意図的に反競争的・排他的な行為に従事することにより、SDRAM技術市場とその関連市場での通商を非合理的な程度に拘束した、の三つの容疑を挙げた。

これらの行為は、不公正な競争方法にあたり、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

連邦取引委員会法第5条に違反するとした。

4. 2 告訴の背景—JEDEC 在籍時

(1) RDRAM の規格化戦略

ランバスは1990年の設立に先立ち、RDRAMを業界標準として確立する戦略を描いており、規格のユーザーからのロイヤリティ収入をもくろんだ。そのため、91年にJEDECに加盟するやいなや第一世代のSDRAM規格を検討する「JC-42.3 小委員会」に所属した。ランバスの代表は、95年12月まで欠かさず同委員会に出席して規格化の進捗状況を把握していた。

当時、JC-42.3 小委員会は、特許化されていない従来型の技術を規格とする方針をとっていた。したがってこの時点では、ランバスの特許に含まれる最新技術が規格として採択される可能性はきわめて低かった。このため、ランバスは戦略を変え、規格技術の特許で囲い込む戦略に転じた。同社の「92—97 年中期事業計画」の中に「JEDECでのSDRAM規格作りが92年以降にずれ込めば、その前にランバスのSDRAM基本特許が成立し、規格が特許に触れることになる」との記載がある。さらに同事業計画には「SDRAMは、ランバスの出願済みの関連特許に侵害する」と記されている。

基本特許となるべき'898出願は分割され、分割した関連特許でSDRAM規格を包含できるようになったのは99年後半であった。しかし、ランバスの特許戦略は92年の中期事業計画の記載の中にはっきり見て取れる。つまり、SDRAM規格化小委員会の活動にランバスが参加し、その目指す技術対象を特定し、それらを包含できるように特許包囲網を完成するというものである。ランバスは、会員でありながら関連する特許や特許出願の存在を開示しておらず、それが他のJEDEC会員の規格製品がランバス特許を侵害する結果を招いた。

(2) 開示義務への対応

92年3月、ランバスの特許出願を担当する特許弁護士とランバスの幹部が協議をおこなっている。JEDECの会員にとどまることによって、将来、特許権行使ができなくなる懸念があったからだ。その協議の中でランバス特許の代理人は、ランバスの代表がJEDECの各種会合で発言をすることにより誤解や誘導を生み、将来、特許権行使が制限される可能性があるため、会合では発言しないようにというアドバイスをあてている。このアドバイスは実際に忠実に守られた。

一方、会議での情報は、逐一、ランバス本社に報告された。時には、小委員会の会議の席から電子メールにより関連特許出願のクレームの補正案まで送られたこともあった。

ランバスがJEDECに在籍中、少なくとも2回、関連特許の有無の確認をもとめられている。それに対してランバスははっきりとした態度表明をおこなっていない。しかし、95年9月に、「現在の時点では、われわれの知的財産の立場に関するはっきりとしたコメントは出せない…われわれが委員会で発言しなかったことは、…ランバスのもつ知的財産の侵害の可能性についてはない」という内容の書簡をJC-42.3 小委員会宛に提出している。

この時期、ランバス社内では、JEDECがもつめる開示義務にどのように対応してゆくべきか協議されていた。その中で、ランバスのJEDEC担当は、二つのアプローチを提案した。①キーとなる特許のみ開示するがその他は非開示、②次回のJEDEC会合に発行済みの特許リストのみ開示しその内容・関連度には一切ふれない、の2案である。しかし、その1年後に退会するまで、なんの開示も行われなかった。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(3) 同一記載内容の明細書

ランバスは93年に'703特許を開示した。これが唯一 JEDEC 在籍中にランバスが開示した特許である。この特許は、JEDEC が検討していた技術とは異なる技術を対象にするものであった。規格作りの作業中にこのような関連性のない技術が開示されたため、他の会員はランバスには規格に絡む特許や特許出願がないとの誤った印象をもつようになった。

4. 3 告訴の背景—JEDEC 退会后

1996年6月、ランバスは書状をもってJEDECに退会通知を提出した。退会の理由は、ランバスの特許問題が提起されたからであった。書状には23件の特許リストを添付し、ランバスは、これらの特許について、独自の条件でライセンスを提供すると表明したが、JEDECで規格化をすすめている技術との関連性についても、係属中の出願についてもそこでは一切ふれなかった。

しかし、実際には、当時、ランバスは24件の特許を所有していた。1件がリストからもれていた。この特許が96年4月発行された5,513,327特許であり、これが唯一、JEDEC在籍中にランバスが取得したSDRAM規格に関連する特許であった。

4. 4 JEDEC 規格への傾斜と権利行使

(1) 「ロックイン」現象

1995年を境に、業界は大きくJEDEC対応SDRAMにシフトして行った。この動きは「ロックイン」とよばれ、その技術を使用しないかぎり業界に参入できないことを意味する。98年以降JEDEC対応SDRAMへのロックインは一気に強まった。

ランバスは99年後半、大手DRAMメーカーに特許侵害警告状を送った。そのうち、大手7社とはライセンス契約を結んだ。契約に応じな

いメーカーに対しては、ロイヤリティを高くする、訴訟も辞さないとの方針を公表した。

(2) 訴訟戦略

2000年になるとランバスは一連の侵害訴訟を開始した。最初に訴えたのが日立であった。しかし、日立とはまもなく和解した。この結果、8社との契約でランバスはSDRAM技術の約50%についてロイヤリティを得ることになり、その額は年間5,000ドルから1億ドルに達した。

次に訴えたのがインフィニオンである。しかし、インフィニオンからは反訴された(2001年4月)。その後、Hynix, Micronがランバス特許非侵害の確認訴訟を提起した。これらの3件の訴訟が併合されたのが本件の訴訟であり、今回のCAFCの判決となった。

5. 判決内容の検討

上記に略述したFTCの提訴理由については、提訴状の中で記載されたものをベースにしており、ランバス側の主張や反論は一切考慮していない。そのため、FTCの指摘する論点を所与の事実として検討するのは適切ではない。本章ではCAFCの判決にしぼり、しかも最大の争点である「開示義務」「詐欺の認定」の二つの問題に特化して以下に検討する。

5. 1 開示義務

(1) パテント・ポリシーの規定

JEDECの「組織・手続マニュアル」の9.3.1条は以下のように規定している。

JEDEC委員会、同小委員会、同作業委員会(WG)の議長は、「EIA法律ガイド(EIA Legal Guides)」に含まれる要件を全ての出席者に注意喚起しなければならない。また、会員が手がけている検討作業に関連するとおもわれる特許や特許出願についての知識を、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

会合の全ての参加者に知らせる義務についても注意喚起をしなければならない。(9.3.1条)

この規定の解釈をめぐり、裁判所の多数意見とプロスト裁判官の反対意見は分かれた。多数意見は、この規定および他のパテント・ポリシーの関連規定の文言が委員会の議長に会員への注意喚起義務を課すものであって会員にたいしてはなんら直接的な義務を課していない、と解釈する。これに対して、プロスト裁判官は、JEDECのマニュアル(1993年版)の具体的な条項(9.3.1条)をあげ、その中でJEDECの会員に関連特許の開示義務があることが明快に示されていると指摘した。

(2) 開示義務の範囲

次にCAFCの多数意見は、かりにJEDECの会員になんらかの情報開示の義務があるとしても、その義務はSDRAM規格を実施するときに必要な特許または特許出願にだけ適用される場合に発生するとした。つまり、ランバスが関連特許の存在を開示するタイミングが規格の検討時ではなく、他のJEDEC会員がSDRAM規格を使用するには特許ライセンスが必要になると認識した時点である。判旨はこの点について以下のように述べる。

この(開示)義務は、競合会社または他のJEDEC会員が、規格化された技術を包含するであろうと解釈するクレームを含む特許・特許出願に適用されるのである。…開示義務が発生するのは、合理的な競合会社が開示されていないクレームについてライセンスを得なければ規格を使用できないと考えた場合である。別の言い方をすれば、規格を使用するにはライセンスが必要だとおもわせるような状況になければならない。

CAFCはさらに踏み込んで、以下のような具体的な事例を挙げている。

JEDEC規格のある特徴に関する個々の限定(limitations)をもつクレームについては、もしそのクレームが規格を使用する上で必要のない他の限定を含むかぎり、開示義務は発生しない。(CAFC判決IV Fraud, p13, left Col. L.27-Right Col. L.6)

つまりCAFCは、規格使用に関連のない限定をふくむクレームの場合、それは開示義務の対象とならないと言うのである。この解釈の根拠として、CAFCは、JEDECのパテント・ポリシーやマニュアルの規定が明快さに欠ける以上、会員に過分の開示義務を認めるべきではないとする。この考え方は、規定の開示義務を広すぎるものにしないように、反射的に狭い解釈を採用するという思考方法のように思える。それは多数意見の以下の記述からも読み取れる。

そうしないと、…JEDECの開示義務を際限のないものにしてしまう。そうなれば、規格に漠然と関連する特許や特許出願であっても全て開示しなければならなくなる。

5.2 詐欺の認定

(1) 規格技術の囲い込み

CAFC判決に対する反対意見とFTCの告訴理由には多くの共通点が見られる。両者共ランバスの内部資料の中で、JEDEC規格を特許網で囲い込むビジネス戦略を重視している。反対意見とFTCの提訴状に共通して引用されているのが1992年6月12日付けのランバス「中期事業計画」の記載である。当時のランバスの経営責任者(CEO)は、以下のように記している。

われわれは、SDRAMがすでに出願した特許のクレームのいくつかに侵害すると確信している。またSDRAMの特徴を包含する特許出願を今後も追加する用意がある。いずれSDRAMメーカーに対して特許ライセンス(特許料と実施料)を要求できるようになるであろう。われわれの行動計画は、92年の第3四半期末までにクレームを画定し、追加クレームを提出することである。そして、92年の第4四半期にはSDRAMメーカーに通知することである。

ところがCAFCの多数意見はこの事実をそれほど重視していない。単にこの点については反対意見があるとの注書を入れただけで、それ以上の詳しい論及をおこなっていない。しかし、事業計画にめざされたこの囲い込み作戦、つまりSDRAM規格をランバスの特許包囲網に囲い込むという戦略は、その後のJEDECでの活動の中で持続・維持されていることがFTCの提訴状からも明らかになっている。

ランバスの代表がJEDECでの議論の進捗を会場からリアルタイムで本社に電子メールで知らせていたこと、会合では特許開示もせず規格化に関する発言も控えていたこと、社内ではJEDECの議論を踏まえ出願中の特許クレームを補正していたこと、などを例に挙げれば、詐欺認定の事実として十分であるとのプロスト裁判官の指摘は説得力をもつ。

6. ま と め

FTCは自由な市場競争の確保という視点からランバスの行為を告訴した。したがって、提訴状で指摘する背景事実は、競争制限的效果を生み出すおそれがあるという容疑から出発している。それに対して、CAFCで争われる問題は、制度上、一審地裁の判断の誤り、特に事実

にたいする法適用の誤りにしぼられる。当然、根拠となる法律規範はまったく異なる。

しかし、開示義務や詐欺の認定の争点に絞って言えば、CAFCの多数意見はあまり説得力がない。特に、上記3.1(2)「開示義務の範囲」で検討したように、その内容は論理性にとぼしい説明であり、むしろプロスト裁判官の反対意見の方が説得力をもつ。また、反対意見は、法解釈上の正義を意識させるものとなっているように読めるがどうであろうか。

技術標準と特許の交錯の問題は、特に先端分野においては、ビジネスの死命を制するほどの重要性をもつ。しかも、FTCの提訴状が指摘するように、特定技術が規格として確立すると、「ロックイン」が生じ、それ以外の技術は当該市場から排除されるという状況が生ずる¹²⁾。ここに、競争当局が、フロード(詐欺)または特許権の濫用の可能性を重視する理由がある。

そのような背景を考えると、CAFCの判決ははたしてこのままで問題がないのだろうかという素朴な疑問が残る。しかし、米最高裁がこの事件の上告不受理を決めたことで、CAFCの判決は確定した。CAFCは本件での均等論の適用が適切ではなかったと認定しているため、差戻し審では均等論の出番は少なく、おのずから結果はランバスに有利なものになるであろう。

残るのはランバスの行為が反トラスト法に照らして違反性があるかどうか。CAFCでの反対意見は、むしろこの観点についてのものであった。ランバス事件は舞台をFTCに移して、これから山場となる。審理の進展が注目される。

注 記

- 1) 本章は、次章以降で詳述するRAMBUS特許裁判での争点および連邦取引委員会(FTC)の提訴状で指摘された反トラスト法違反容疑に関連する用語や事項について、とくに専門外の読者向けに概述したものである。記載にあたり『96年版情報・通信新語辞典』(日経BP出版センター)、FTC

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の提訴状を参考にした。ISO や ANSI などの主だった公的な標準化機関の機能およびその「パテント・ポリシー」の具体的な規定については、拙著『特許と技術標準』（八朔社，1998，41～46頁）に例示しているので参照されたい。

- 2) この段落の記載は米ランバス社のホームページ (<http://www.rambus.co.jp/about/>) の記載を参考にした。
- 3) これらの出願の多くは、'898出願を基礎として10年近い潜伏期間を経て発行された。いわば「サブマリン」特許である。
- 4) 1) Programmable CAS latency, 2) programmable burst length, 3) externally supplied reference voltage, 4) two-bank design, の四つである。
- 5) 「デジュール標準」(de jure standard) とは公的な標準化機関により所定の手続きを経て設定される技術標準をいう。本節で議論する JEDEC は、厳密には業界団体 (Electronic Industries Association) に付属する規格団体であるが、次節でとりあげる「デファクト」(事実上の標準=de facto standard) との対比から、便宜上「デジュール」と呼ぶ。
- 6) インフィニオンは、反訴の中で反トラスト法違反の請求も行った。しかし、この反トラスト法違反の請求は、「関連市場」の要件を立証できなかったため、裁判所によりしりぞけられた。
- 7) インフィニオンは、外国でのランバスによる訴提

起を禁止する命令を求めたがしりぞけられたため、その判断についても控訴審による見直しを求めている。明らかに、ドイツで係属中の特許裁判を意識したものであるが、ここではこの点については触れない。

- 8) アメリカにおける合議判決の場合、過半数以上の裁判官が一致した結論と理由が多数意見、つまり法廷意見となる。通常、一人の裁判官が代表して判決文を作成する。なお、多数意見を補足する意見や反対意見について、それぞれ「補足意見」「反対意見」として個々の裁判官が作成する。
- 9) 具体的には各特許のクレームで使用されている“integrated circuit device” “read request” “write request” “transaction request” “bus” の五つの用語である。
- 10) 地裁は、285条にもとづく弁護士費用ならびにバージニア州法に基づく弁済費用として約712万ドルの支払いを命じていた。
- 11) CNET.NEWS, 2003年8月13日。(http://zdbet.cin.cin.2119-1193_2-5063505.html)
- 12) これに関連する事例として近年話題となったのが、画像圧縮技術に関する規格に対して特許権が行使された、JPEG 規格の特許問題である。この事例については拙稿「JPEG 規格の特許問題」(「CIAJ」(旧通信工業), 2003年3月, pp.14～19) に詳述したので関心の向きは参照されたい。

(原稿受領日 2003年11月4日)